

社会保障審議会年金部会 「年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」 の設置について

1. 設置の趣旨

年金保険料の徴収体制強化等について、社会保障・税一体改革担当大臣の下に設けられた「年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム」において本年8月8日に取りまとめられた「年金保険料の徴収体制強化等に関する論点整理」を踏まえ、専門的観点から検討を進めるため、社会保障審議会年金部会に「年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」を設置する。

2. 構成等

専門委員会に委員長を置き、委員長は部会長が指名する。

3. 検討項目

- ①国民年金保険料の納付率向上策
- ②厚生年金の適用促進策
- ③国民の利便性向上策
- ④その他

4. 運 営

- ・ 専門委員会の議事は原則公開とする。
- ・ 専門委員会は、検討過程において、必要に応じ、関係者の意見聴取を行うことができる。
- ・ 専門委員会の検討結果については、社会保障審議会年金部会に報告する。

5. その他

上記のほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。